

【改正】（他の者から支払を受ける金額の範囲）

42 の 12 の 5-2 措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 4 号から第 6 号まで及び第 10 号から第 12 号までの規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者……から支払を受ける金額」とは、次に掲げる金額が該当する。

- (1) 補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに準ずるもの（以下「補助金等」という。）の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける法人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることであることが明らかにされている場合のその補助金等の交付額
- (2) (1)以外の補助金等の交付額で、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に係る反対給付としての交付額に該当しないもののうち、その算定方法が給与等の支給実績又は支給単価（雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ決められている給与等の支給額をいう。）を基礎として定められているもの
- (3) (1)及び(2)以外の補助金等の交付額で、法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人（以下「出向者」という。）に対する給与を出向元法人（出向者を出向させている法人をいう。以下同じ。）が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人（出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下同じ。）から支払を受けた出向先法人の負担すべき給与に相当する金額（以下「給与負担金の額」という。）

【解説】

- 1 本通達においては、給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の適用要件の判定及び税額控除限度額の計算の基礎となる給与等の支給額から控除することとなる他の者から支払を受ける金額の範囲について明らかにしている。
- 2 本制度では、適用要件の判定及び税額控除限度額の計算にあたって、「控除対象新規雇用者給与等支給額」（措法 42 の 12 の 5 ③四）、「雇用者給与等支給額」（同四イ）、「比較雇用者給与等支給額」（同四ロ）、「新規雇用者給与等支給額」（同五）、「新規雇用者比較給与等支給額」（同六）、「雇用者給与等支給額」（同十）、「比較雇用者給与等支給額」（同十一）、「控除対象雇用者給与等支給増加額」（同十二）といった用語が定められているが、これらの計算の基礎となる給与等の支給額について、給与等に充てるため他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及びその法人が外国法人である場合の法人税法第 138 条第 1 項第 1 号に規定する本店等を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除することとされている。
- 3 令和 3 年の改正前の措置法通達（以下「旧通達」という。）42 の 12 の 5-2 においては、「他の者から支払を受ける金額」について、例えば、次のものが該当する旨を明らかにしていた。
 - (1) 雇用保険法施行規則第 110 条に規定する特定就職困難者雇用開発助成金、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第 6 条の 2 に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額

(2) 法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人（出向者）に対する給与を出向元法人が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人から支払を受けた出向先法人の負担すべき給与に相当する金額（給与負担金の額）

上記(1)については、企業が雇用を促進したことにより国等から支給を受ける助成金には種々のものがあるが、このような助成金については、一定の要件を満たす事業主に対し、その雇い入れる労働者の人数に応じた金額を支給することとされており（雇用保険法施行規則 110②二、③～⑧、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則 6 の 2 ②～⑥）、その雇い入れた労働者に対して支払う給与等に当てるために他の者（国等）から支払を受ける金額に含まれることとしていた。

上記(2)については、給与負担金のように出向者に対する給与を出向元法人が支給するのではなく、出向先法人が支給することとしている場合において、出向元法人が出向先法人との給与条件の較差を補填するため、その出向先法人に対し、いわゆる較差補填金を支払うこともあるが、このような較差補填金についても、出向先法人が支払う給与等に充てるため他の者（出向元法人）から支払を受ける金額に含まれることとしていた。

4 しかしながら、昨今の新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、例えば法人が休業をし、従業員に休業手当（給与）を支給する場合に、国等が雇用調整助成金等により助成を行うようなケースが増えているところ、こうした国等からの助成金については法人が支給する給与の補填に充てられるものであることから、本制度における「他の者から支払を受ける金額」に該当するところ、旧通達は例示を挙げているだけであり、こういったものが対象になるのか明らかではなかった。また、上記 3 (1)のように雇い入れる労働者の人数に応じて支給される助成金については、例えば教育訓練費や社会保険料の負担に充てられることもありえ、必ずしも雇用者の給与等に充てるために支給されたものには該当しないこともありえた。このため、令和 3 年度税制改正の大綱（令和 2 年 12 月 21 日閣議決定）の三 1（国税）(3)において、

「(注 5) 給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」について、その範囲を明確化するとともに、新規雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額からは雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除しないこととする。」とされ、また、同 7（国税）(2)において、

「(注) 給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」について、その範囲を明確化するとともに、次の見直しを行う。（後略）」

とされたことを踏まえ、上記 3 (1)について、次のとおり見直しを行うこととした。なお、上記 3 (2)については見直しを行っておらず、旧通達における定めと同様である。

(1) 補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに準ずるもの（以下「補助金等」という。）の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける法人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることであることが明らかにされている場合のその補助金等の交付額

(2) (1)以外の補助金等の交付額で、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に係る反対給付としての交付額に該当しないもののうち、その算定方法が給与等の支給実績又は支給単価（雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ決められている給与等の支給額をいう。）を基礎として定められているもの

5 具体的には、本通達の(1)は、形式基準であり、国や地方公共団体からの補助金や助成金に限らず、親会社や取引先との契約により支払われる金額を含めて、その補助金等の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける法人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることであることが明らかにされている場合のその補助金等の交付額を対象としている。

本通達の(1)に該当するものについて、例えば、国からの補助金で言えば、業務改善助成金のようなものが該当する。

本通達の(2)は、実質基準であり、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に係る反対給付としての交付額に該当しないもののうちとしているが、これは例えば請負や委託などの契約において労働者の作業時間に単価を掛けて、それにマージンを上乘せして請求するようなものがあるため、そういったものは対象外とするという趣旨である。そして、その算定方法が、給与等の支給実績や支給単価を基礎として定められているものが該当するとしている。ここでいう給与等の支給実績や支給単価を基礎として定められているものとは、単に過去の支給実績や支給単価に日数等を乗じて支給額が算定されているものに限らない。例えば、支給額の限度額が給与等の過去の支給実績や支給単価を基礎として算定された金額となっていれば、支給額の算定方法は過去を踏まえたものではなく単に人数に応じて〇万円、一律〇万円のようにになっているものも本通達の(2)に該当し、また、実際の支給額がその限度額に達していないようなものも含まれる。

本通達の(2)に該当するものについて、例えば、国からの補助金等で言えば、雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金、産業雇用安定助成金、労働移動支援助成金（早期雇い入れコース）、キャリアアップ助成金（正社員化コース）、特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）のようなものが該当する。

6 連結納税制度においても、同様の通達改正（連措通 68 の 15 の 6 - 2）を定めている。